

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、地形的にも海に囲まれており、古くから造船業、水産業、観光業などを柱に栄え、また、長崎ならではの歴史的文化遺産に恵まれた国際文化観光都市として発展してきた。しかしながら、若者の転出超過等により昭和 60 年の約 50 万人をピークに人口減少に転じ、令和 7 年 1 月 31 日現在の人口は 390,097 人となっている。本市の総人口に占める生産年齢人口の割合は、全国と比較して低く、近年は人手不足への対応が課題となっている。

また、本市の令和 3 年度の市内総生産は約 1 兆 5,232 億円となっており、産業別構成比でみると、第 1 次産業が 0.6%、第 2 次産業が 16.2%、第 3 次産業が 83.2% を占めている。令和 3 年経済センサス-活動調査によると、産業構造を純付加価値額でみると、純付加価値額総額 8,134 億円に対し、「医療、福祉」1,745 億円(構成比 21.5%)、「金融業、保険業」1,322 億円(同 16.3%)、「卸売業、小売業」1,260 億円(同 15.5%)、「製造業」806 億円(同 9.9%)、「建設業」613 億円(同 7.5%) となっている。上位 3 産業で全産業の半分以上(同 53.2%)を占めている。

人口減少が続くことが想定されるほか、特に生産年齢人口の減少は喫緊の課題となっており、今後あらゆる業種において、人手不足が進むことから、市内中小企業の先端設備の導入を促進することで、労働生産性を高め、産業振興を図っていく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで設備投資が活発となり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、2 年間の合計件数で 40 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、造船業、水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設

備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、本市の魅力の一つである自然環境を守り、重要な観光資源である景観や環境への調和や配慮が特に必要であることを踏まえて、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するため自ら消費する設備（自ら消費した余剰分の電力を売電するものを含む）及び発電電力の全てを他者に供給し、売電収入を得るための設備であって建物の屋上に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市においては、市内全域に多様な産業が事業活動を展開しており、市内中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を図る必要があることから、導入促進基本計画において定める区域は市内全域とする。

（2）対象業種・事業

本計画の対象となる業種及び事業については、中小企業者による幅広い取組みを促す必要があることから、導入促進基本計画における対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和7年7月3日～令和9年7月2日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間・4年間又は、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。